

東京都立荻窪高等学校「学則」

第1章 総則

第1条（目的）本校は、学校教育法の定めるところにより、単位制の高等学校普通教育を施すことを目的とする。

第2条（課程）本校は定時制課程を置く。

第3条（学科）定時制課程に、次の部・学科を置く。

I部 普通科

II部 普通科

III部 普通科

第4条（科目履修生）各部・学科に科目履修生（聴講生）を置くことができる。

第5条（修業年限）本校の修業年限は、本校入学以前に在籍した高等学校の修業年数と合わせて3年以上とする。

第2章 年度・学期及び休業日

第6条（年度）年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条（学期）学期は、次のように定める。

1. 1学期

2. 2学期

3. 3学期

第9条（休業日）休業日は、次のとおりとする。

1. 土曜日・日曜日

2. 国民の祝日

3. 開課程記念日 5月 2日

4. 都民の日 10月 1日

5. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

6. 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

7. 春季休業日 3月26日から4月5日まで

8. その他東京都教育委員会が定める日

第3章 教育課程及び授業日

第10条（教育課程）教育課程は、別に定める。

第11条（授業日時数）授業日時数は、別に定める。

第4章 単位の履修・修得の認定

第12条（履修）教科・科目の履修の認定は、計画的継続的にその授業を受け、出席時数が別に定める基準を下らないものとする。

第13条（修得）履修した教科・科目について、その成果が目標からみて満足できるものと認められるとき、校長はその教科・科目の所定の単位を修得したことを認定する。

第5章 生徒定員及び職員組織

第14条（生徒定員）本校生徒定員は、960名とする。

第15条（職員組織）本校に校長・副校長・経営企画室長のほか、主幹教諭・主任教諭・教諭・司書教諭・主任養護教諭・養護教諭・実習助手・事務職員・司書・その他の必要な職員を置く。

第6章 入学・留学・転学・退学・休学および卒業

第16条（入学）①入学の時期は学期始めとする。

②入学を許可される者は、学校教育法57条及び学校教育法施行規則95条の各

号の1に該当する者とする。

③入学選抜の方法は、別に定める。

第17条（転入・編入）欠員が生じたときは、転入学・編入学を許可することができる。

第18条（留学）①校長は、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

②留学の単位認定等については、校長が別に定める。

第19条（転学・退学）

①転学または退学しようとするときは、その理由を明記し、保護者また保証人から校長に申請し、その許可を受けなければならない。

②転学または退学しようとする者が、成人の場合は、本人またはその配偶者が転退学を申請することができる。

第20条（休学）校長は、傷病等、外国等の旅行、その他法令等で特別の措置を講ずる必要が生じたため出席困難と認められる者には、3ヶ月以上2年以内につき休学を許可することができる。

第21条（卒業）①本校で一定年限以上修業し、別に定める規定により74単位以上修得した場合は卒業を認定する。

②前項の単位数には、次に掲げる単位数を累積加算することができる。

ア他の高等学校で修得した教科・科目の単位で本校が認定したもの。

イ高等学校卒業程度認定試験の合格科目で、本校が認定したもの。

③本校所定の課程を修了し、卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

④卒業の時期は、原則として年度末とする。ただし、特別の事情があると認められたときには前期末に卒業を認定することができる。

第7章 授業料その他

第22条（授業料等）本校生徒の授業料および納入方法等は、都立学校の授業料等徴収条例の定めるところによる。

第8章 賞 罰

第23条（褒賞）校長は、必要と認めたとき、生徒に賞状もしくは賞品を与えてこれを褒賞する。

第24条（懲戒）校長は、必要と認めたとき、生徒に次の懲戒を行う。

1. 退学
2. 停学
3. 訓告
4. 戒告
5. その他

第25条（退学）校長は、次に該当する者があるときは、退学を命ずることができる。

1. 品行不良で改善の見込みがないと認めた者
2. 学力不足で成業の見込みがないと認めた者
3. 正当な理由がなくて出席が常でない者
4. 所定の期日までに履修登録を行わないなど修業の意志がないと認めた者
5. 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反する行為のあった者
6. 別に定める在籍年数を超える者

附 則

1. 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この学則の施行についての、細則は、校長が別に定める。

生徒心得

本校生徒は東京都立荻窪高等学校の生徒として、思いやりをもち良識ある行動をとるよう心がける。

1 授業

次の3つのことを守って、授業に集中する。

- (1) 授業は遅刻・早退をしない。
- (2) 授業中は携帯電話の電源を切る。携帯電話にさわらない。
- (3) 学校に不要な物は持ってこない。

2 頭髪

- (1) 高校生らしい自然の髪型、自然の髪の色で登校する。
- (2) 染色、脱色は指導の対象とする。

3 服装

- (1) 普段から高校生らしいさわやかな印象のものを心がける。
- (2) 式典や実習、校外学習、行事、見学には、特に指定がない限り「標準服」または「標準服に準じる服装」で出席する。

4 通学

- (1) 原動機付き自転車、自動二輪車、自動車による通学及び同乗する事は禁止する。
- (2) 自転車通学は届け出制である。許可を得た者は決められた場所に駐輪する。
- (3) 近隣の迷惑にならないよう、マナーを守って通学する。

5 校内での生活

- (1) 集団生活を通して、マナーを身につけ、その向上に努める。
- (2) 定められた時程を守り、行動する。
- (3) すべての場所で環境美化に努める。

6 校外での活動

学習や部活動で、校外に出かけるときは、次の事項を守る。

- (1) あらかじめ担任や顧問に連絡をとり、許可を得てから出かける。
- (2) あいさつ、礼儀、マナーに注意し、望ましい人間関係が作れるように心がける。
- (3) 訪問先の方々に感謝の気持ちが伝わるように心がける。

7 学校生活6つの心得

学校生活を豊かにするために、次の6つのことに心がける。

- (1) あいさつをしよう
- (2) 時間を守ろう
- (3) ルールを守ろう
- (4) 思いやりをもって行動しよう
- (5) 授業に集中しよう
- (6) 身だしなみを整えよう

8 特別指導

- (1) 問題行動を行った生徒に対して、健全育成を目的に特別指導を行う。
- (2) 以下の行為は特別指導の対象となる。

- ① 暴力行為・恐喝・いじめ
- ② 暴言・威嚇行為・迷惑行為
- ③ 万引き・窃盗
- ④ 故意による器物の損壊・汚損
- ⑤ 喫煙・飲酒（同席も含む）
- ⑥ 薬物所持・使用
- ⑦ オートバイ、自動車等による登下校
- ⑧ 考査における不正行為
- ⑨ 部外者の校内立ち入れ
- ⑩ 度重なる指導無視

⑪SNS やインターネット等を介する不適切な投稿や誹謗中傷等

⑫その他、指導が必要と認められる行為

(3) 特別指導の方法は原則、登校指導で個別指導とし、対象の生徒に実施する。

(4) 指導対象生徒が性行不良で改善の見込みのない場合や学校秩序を乱し、生徒の本分に反した場合には、退学・停学・訓告の懲戒を行う。